

独立行政法人大学評価・学位授与機構学位審査会（第3回）議事要旨

1. 日 時 平成16年11月9日（火）10時30分～13時00分
2. 場 所 学術総合センター 11階1113号室
3. 出席者 阿曾，岩村，瓜生，神谷，川島，北住，古城，白井，瀧田，舘，田中，中桐，
中司，中原，畑江，六車，八木の各委員
木村機構長，荒船理事，長谷川理事，濱中助教授，宮崎助教授，吉川助教授，
栗城管理部長，愛場会計課長，鈴木学位審査課長
4. 前回議事要旨について
確定版として配付された。
5. 議 事
 - (1) 短期大学及び高等専門学校卒業者等に係る学士の学位授与の審査について
学位審査課長から，平成16年10月期における2,289名からの学士の学位授与の申請状況について説明の後，機構長から学位審査会に学士の学位授与に係る審査が付託された。
これらの申請について，審査を担当する専門委員会を指定し，当該専門委員会に修得単位・学修成果の審査及び試験を付託することとされた。
 - (2) 認定課程修了者に係る博士の学位授与の審査について
学位審査課長から，平成16年9月に防衛医科大学校医学教育部医学研究科を修了した19名からの博士の学位授与の申請状況について説明の後，機構長から学位審査会に博士の学位授与に係る審査が付託された。
これらの申請について，審査を担当する専門委員会として医学・薬学専門委員会医学部会を指定し，当該部会に論文の審査及び試験を付託することとされた。
 - (3) 認定課程修了者に係る修士の学位授与の審査について
学位審査研究部長から，前回の学位審査会において審査判定を留保することとされた，職業能力開発総合大学校研究課程を修了した1名に対する修士の学位授与に係る論文の審査及び試験の判定案について説明があった。また，当該修了者の審査を担当した委員から，審査結果について報告があった。
以上の説明・報告の後，学位授与の可否について判定が行われ，当該1名を「可」とし，機構長に報告することとされた。
 - (4) 認定課程修了者に係る学士の学位授与の審査について
学位審査課長から，平成16年9月に独立行政法人水産大学校本科を修了した3名からの学士の学位授与の申請状況について説明の後，機構長から学位審査会に学士の学位授与に係る審査が付託された。
これらの申請について，学位授与の可否について判定が行われ，当該3名を「可」とし，機構長に報告することとされた。

- (5) 短期大学及び高等専門学校の特攻科に係る認定の審査について
学位審査課長から、平成16年9月に受け付けた短期大学及び高等専門学校の特攻科15校21専攻からの認定申出状況について説明があり、機構長から学位審査会に認定の可否に係る審査が付託された。
これらの申出について、審査を担当する専門委員会を指定し、当該専門委員会に教育課程及び教員組織等の審査を付託することとされた。
- (6) 国立看護大学校の修士相当課程に係る認定の審査について
学位審査課長から、平成16年9月に受け付けた国立看護大学校研究課程部看護学研究科に係る認定申出状況について説明があり、機構長から学位審査会に認定の可否に係る審査が付託された。
この申出について、審査を担当する専門委員会として看護学・保健衛生学・鍼灸学専門委員会看護学部会を指定し、当該部会に教育課程及び教員組織等の審査を付託することとされた。
- (7) その他
- ア 学位審査課長から、前回の学位審査会で設置が了承され、部会の名称及び専攻基準について検討を行うこととされた「工学・芸術工学専門委員会社会システム工学部会」について、9月に開催された同部会において部会の名称の了承を得たこと及び専攻基準案の作成がなされたことについて説明があった。
なお、専攻基準案については、審議の結果、「情報工学」の取扱いについて不明確な点がある旨の意見があったため、11月に開催予定の同部会において再度検討することとし、その結果に基づく専攻基準の決定については委員長に一任することが了承された。
- イ 学位審査課長から、平成17年度版「新しい学士への途」の主な改正点について説明があり、審議の結果、了承された。
- ウ 学位審査研究部長から、学士の学位授与の審査における不可判定理由の細述化の試行に係る進捗状況等について報告があった。
- エ 学位審査課長から、新潟県中越地震に伴う試験等への対応について説明があった。
6. 次回(第4回)の開催は、平成17年2月10日(木)とされた。

以上